

**9月1日から9月10日は  
「屋外広告物適正化旬間」  
です**

屋外広告物法および愛知県屋外  
広告物条例では、看板やはり紙等  
の屋外広告物について、設置や管  
理・点検のルールを設けています。  
事前に飛島村役場に相談し、必要  
に応じて設置の許可を受けてくだ  
さい。

看板のオーナーはこの機会に日  
常点検を行い、必要に応じて専門  
業者に点検・補修を依頼し、看板  
の安全を確保してください。

※愛知県のウェブページに安全点  
検のリーフレットを掲載してい  
ますので、点検の参考としてく  
ださい。

URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/okugai.html#2>

● **問合せ先**  
開発部建設課

**税のお知らせ**

**9月の納税等**

国民健康保険税／第3期  
後期高齢者医療保険料／第3期  
介護保険料／第3期  
農業集落排水処理施設使用料／  
第3期

保 育 料／9月分

納 期 限／9月30日(金)

納期限内の納付にご協力ください。  
納付は便利な口座振替をご利用  
ください。

**家屋を取り壊したら滅失登  
記が必要です**

家屋を取り壊された場合、法務  
局において滅失登記の手続きを  
行ってください。

登記のされていない家屋につい  
ては「建物滅失届」を早急に提出し  
てください。

手続きや提出がない場合、取り  
壊されたことが分からないため、家  
屋が残っているものとして固定資産  
税が課税される場合があります。

● **必要書類**

・建物滅失届(税務課窓口または

村公式ホームページの「暮らし  
↓税金↓固定資産税」よりダウ  
ンロードできます。)

- ・建物取り壊しの契約書の写し
- ・解体業者の取り壊し証明書
- ・建物が存在したことが分かる写  
真および建物が滅失したことが  
分かる写真

● **問合せ先** 総務部税務課

**家屋評価にご協力ください**

家屋を新築、増築された場合、  
その部分について固定資産税が課  
税されます。この課税のために行  
う調査が「家屋評価」です。

この調査は、契約書や平面図な  
どの書類を確認させていただいた  
うえで、実際に建物の外部・内部  
の使用資材等を評価します。

課税の基礎となる「評価額」を算  
定する重要な調査となりますので  
ご協力をお願いします。

順次、連絡・日程調整をして評  
価に伺っています。完成後すぐに  
評価を希望される方は、事前に連  
絡をさせていただきようお願いしま  
す。

● **問合せ先** 総務部税務課

警察からのお知らせ

**けいさつ  
だより**



**飛島村内犯罪状況 (令和4年6・7月)**

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
6・7月	0	0	0	0	0
1~7月	0	1	0	1	0
区分	特殊詐欺	自動車盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
6・7月	0	0	0	0	1
1~7月	0	0	0	0	1
区分	部品ねらい	自販機ねらい	強盗	その他(侵入盗)	
6・7月	5	0	0	0	
1~7月	5	0	0	0	